

長岡造形大学総務委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人長岡造形大学組織規程第13条第1項第1号に規定する総務委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学部長
- (2) 研究科長
- (3) センター長
- (4) 附属図書館長
- (5) 研究推進部長
- (6) 教務部長
- (7) 学生支援部長
- (8) 入試部長
- (9) 学科長
- (10) 事務局長
- (11) 事務局次長及び参事
- (12) 課長、室長及び主幹
- (13) その他学長が指名する者 若干人

(任命・任期)

第3条 前条第13号の委員は、学長が任命する。

- 2 前条第13号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第4条 委員会に委員長を置き、学部長をもって充てる。

- 2 委員会は、必要に応じて開催するものとし、委員長が招集し、その議長となる。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。

(審議事項)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学則その他重要な規程の制定改廃に関する事
- (2) 自己点検評価に関する事

- (3) 教員の人事に関する事
- (4) 教育にかかる予算に関する事
- (5) 重要な施設の設置又は廃止に関する事
- (6) 国際交流に関する事
- (7) ハラスメント防止に関する事
- (8) 個人情報保護に関する事
- (9) その他学長から諮問された事項

(委員以外の者の出席)

第6条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、総務委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。